

墨田区立幼稚園・学校における「台風時対策」のガイドライン

令和4年4月改訂

1 ガイドライン作成の趣旨

墨田区立幼稚園・学校における台風接近時の、幼児・児童・生徒の登下校等の扱いについて、墨田区としての一定の基準を示すことを目的とする。

各幼稚園・学校においては、本ガイドラインを参考に、それぞれの実態を踏まえた安全対策を策定するものとする。

なお、策定した安全対策は、幼児・児童・生徒及び保護者に周知するとともに、各園・校内において共通認識を図り、確実に実施されるよう徹底すること。

2 墨田区としての基準

墨田区に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合、各園・学校は、以下の基準にもとづき、安全対策を講じるものとする。

(1) 登校（登園）前に発令された場合

① 午前7時までに解除された場合

平常授業を原則とし、午後までの授業を実施する。

② 午前7時までに解除されなかった場合

臨時休業とする。

(2) 登校（登園）後に発令された場合

① 幼稚園については、状況を判断して、「降園時刻前に」又は「一時待機」してから、保護者の引き取りによる降園とする。

② 小・中学校については、状況を判断して、「下校時刻前に」又は「一時待機」してから、「緊急下校連絡票」等に基づいて対応する。

※ 「大雨警報」「洪水警報」のみ発令された段階では、原則平常授業とする。

(3) 災害対策本部からの指令により、学校が避難所となった場合

① 午前7時までに解除された場合

教室環境を復旧後、登校（登園）時刻を遅らせて、午後までの授業を実施する。

② 午前7時までに解除されなかった場合

臨時休業とする。

(4) 移動教室等宿泊行事が予定されている場合

移動教室等の宿泊行事が予定されている場合は、学務課、指導室と協議するとともに、現地の状況を踏まえた上で集合、出発時間、行程、実施内容の変更等、安全対策を講じる。

※ 臨時休業の決定については、区や学校のホームページに掲載するとともに欠席連絡システム及び電話により学校から保護者に連絡する。

※ 臨時休業が行われた際には、ICTを活用したオンライン授業等により児童・生徒の健康観察を行うとともに指導計画等に基づき、学習指導を行い、学びの保障に努める。